

今後の区立保育園のあり方について

今後の区立保育園のあり方については、保育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、保育施策の着実な推進と保育の質の更なる向上の観点から、令和8年度に予定している総合計画・実行計画等の改定に合わせて検討することとしていました。

今般、令和7年5月に区立保育園のあり方検討部会（以下「検討部会」という）を設置し、区立保育園のあり方を検討してきた結果を、以下のとおり報告します。

1 区立保育園のあり方検討部会の概要

（１）目的

令和8年度以降に区立保育園が担う役割と必要な園数の検討

（２）検討経過

日付	会議	内容
令和7年 5月 2日	第1回検討部会	・ 検討部会の概要説明 ・ 区における保育の現状の共有 ・ 区立保育園の役割の検討
5月27日	第2回検討部会	・ 役割に応じた取組の方向性の検討
6月23日	第3回検討部会	・ 役割に応じた取組の方向性の検討 ・ 実施期間の検討
7月22日	第4回検討部会	・ 報告内容の検討
8月 5日	第5回検討部会	・ 報告内容の決定

2 今後の区立保育園のあり方の検討結果

別紙1「今後の区立保育園のあり方について（概要版）」及び

別紙2「今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～」
のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月～ 区民及び区内保育施設への周知

10月～ 区立保育園のあり方検討に基づく取組の実施準備

令和8年 4月～ こども誰でも通園制度の実施園の拡大（19園）

訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れの試行実施

令和9年 4月～ 中核園事業の実施体制強化の取組の試行実施

今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～（概要版）

Ⅰ 背景

区は、積極的な待機児童対策の取組により、平成30年（2018年）4月に待機児童ゼロを実現しました。その後も、保育需要が増加する中で、認可保育所を核とした施設整備に取り組み、令和7年（2025年）4月には待機児童ゼロを8年連続で実現するとともに、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね整備することができました。

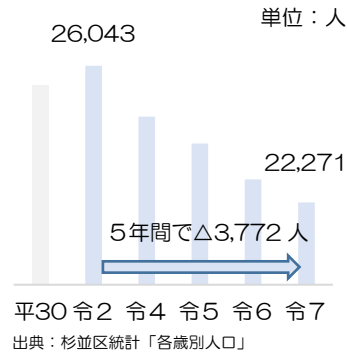
また、区立保育園では、10園を中核園に指定し、地域懇談会の開催や保育士等の交流などの取組を通じて、区内保育施設との連携・協力により、保育の質の向上を図ってきたほか、障害児指定園15園を中心に、障害児や医療的ケア児の受入れを行い、多様なニーズへの対応を進めてきました。

一方、就学前人口が減少傾向する中で、区内保育施設の利用定員が充足しない状況が生じていることや、令和8年（2026年）4月に、就労要件を問わず満3歳未満の子どもが認可保育所等に通園することができる「乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という）」が全国の自治体で開始されるなど、保育を取り巻く状況が大きく変化しています。

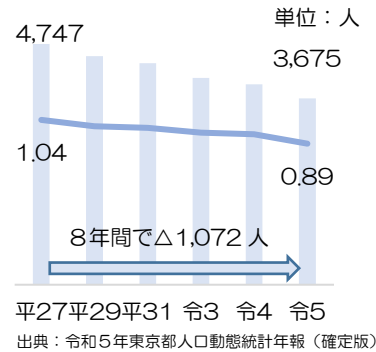
こうした変化に対応するため、令和7年（2025年）5月に「区立保育園のあり方検討部会」を設置し、この間の就学前人口及び認可保育所等の利用状況の推移等も踏まえ、今後の区立保育園が担う役割等を検討してきました。

Ⅱ 区における保育の現状と課題

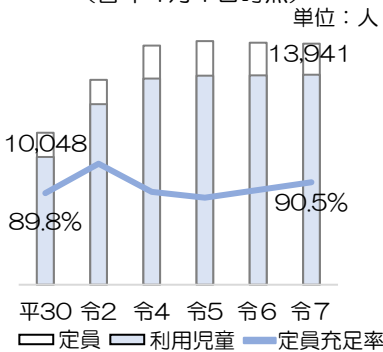
＜就学前人口の推移＞
（各年4月1日時点）



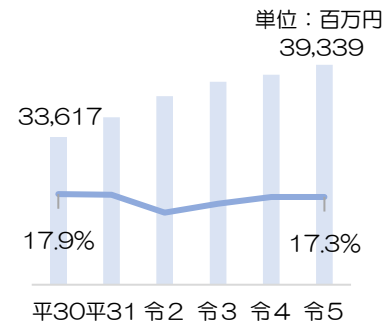
＜出生数及び合計特殊出生率の推移＞



＜保育所等利用児童数及び定員充足率の推移＞
（各年4月1日時点）



＜保育関連経費及び一般会計決算額に占める割合の推移＞



＜こども誰でも通園制度の創設＞

こども家庭庁の「こども未来戦略（令和5年(2023年)12月22日）」において、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設し、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充の方針が示されました。

当制度は、令和8年度(2026年度)から法律に基づく新たな給付制度として、全自治体で実施されます。

Ⅲ 区の目指す将来像

＜保育行政の今後の課題＞

- この間の就学前人口や出生数の推移、認可保育所等の利用状況を踏まえると、保育需要については、今後、減少に転じることが見込まれます。
- そうした中においても、引き続き保育の質の確保に取り組むとともに、保育関連経費の適正化を図りつつ、医療的ケア児に対する支援の充実や、こども誰でも通園制度への対応を進めていく必要があります。

＜基本構想の実現に向けて＞

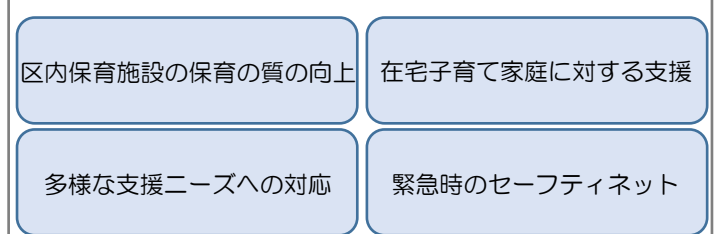
基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、従来の保育ニーズのみならず、希望するすべての子どもの育ちを地域全体で支えるために必要な保育提供体制を整備します。



＜区立保育園の基本姿勢＞

区立保育園については、区内27園の配置バランスと安定した職員体制を生かすとともに、区立保育園保育実践方針を体現する保育所として、以下の役割を担うことで、区が目指す保育提供体制の実現をけん引していきます。

区立保育園が担う役割



Ⅳ 今後の区立保育園の役割		今後の方向性
1 区内保育施設の保育の質の向上 中核園事業の実施体制の強化	→	- 中核園事業の実施体制を強化し、新たに訪問支援等を実施 - 実施に当たっては、1～2地域を対象に、体制強化の取組を試行実施し、効果・課題を検証した上で、全地域への展開を別途検討
2 在宅子育て家庭に対する支援 こども誰でも通園制度の実施園の拡大	→	- 令和8年(2026年)4月のこども誰でも通園制度の本格実施に合わせて、区立保育園の実施園数を3園から19園に拡大 - 実施に当たっては、区内保育施設の定員充足状況を踏まえ、0歳児の利用定員数を見直し、必要な設備及び人員体制を確保 - 更なる拡大の必要性については、実施後の利用状況を踏まえ、別途検討
3 多様な支援ニーズへの対応 訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れ	→	- 看護師を配置する区立保育園において訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れを実施 - 実施に当たっては、障害児指定園1～2園程度を対象に、訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れの取組を試行実施し、課題を検証した上で、実施園の拡大に向けて別途検討
4 緊急時のセーフティネット 発災後や不測の事態等における保育提供体制の整備	→	地域の保育施設との連携・協力の下、区立保育園27園を中心に連絡体制を整備するなど発災後や不測の事態等に対応するための保育の提供体制を整備 Ex) 状況把握のための連絡体制の整備、応急保育の実施、保育スペースの提供、積極的な児童の受入れ、緊急一時保育
職員の確保策	→	「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」を担うに当たり、必要な職員の確保については、待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提とした上で、既存事業の廃止及び利用定員の見直しを基本に実施

Ⅴ 今後の進め方						
「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」で示した方向性については、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までを実施期間に、令和9年(2027年)4月までにすべての取組を開始します。						
	令和7年度(2024年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)	令和12年度(2030年度)
中核園事業の 実施体制の強化	試行実施準備		試行実施・検証		全地域に展開	
こども誰でも通園制度の 実施園の拡大	実施準備	19園で実施	利用状況等を踏まえ順次拡大			
訪問看護ステーションを活用 した医療的ケア児の受入れ	試行実施準備	試行実施・検証 ガイドライン改訂	障害児指定園以外 の6園に拡大	実施状況を踏まえ区立保育園全園に順次拡大		
発災後や不測の事態等に おける保育提供体制の整備	実施・随時運用の見直し					
職員の確保策		0歳児定員減員 子育てサポートセンター 廃止	各取組に必要な人員に応じて利用定員の減員			

今後の区立保育園のあり方について
～区立保育園のあり方検討部会報告～

令和7年（2025年）8月

杉並区

目次

I	背景	3
II	区における保育の現状と課題	4
1	就学前人口	4
	（1）人口動態	4
	（2）出生数	5
2	認可保育所等の利用状況	5
	（1）保育所等利用申込み	5
	（2）認可保育所等の利用児童	6
3	保育関連経費	8
4	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設	8
5	保育行政の今後の課題	8
III	区の目指す将来像	9
1	基本構想の実現に向けて	9
2	区立保育園の基本姿勢	9
IV	今後の区立保育園の役割	10
1	区内保育施設の保育の質の向上（中核園）	10
	（1）現状と課題	10
	（2）今後の方向性	10
2	在宅子育て家庭に対する支援（乳児等通園支援事業）	11
	（1）現状と課題	11
	（2）今後の方向性	11
3	多様な支援ニーズへの対応（医療的ケア）	12
	（1）現状と課題	12
	（2）今後の方向性	12
4	緊急時のセーフティネット	12
	（1）現状と課題	12
	（2）今後の方向性	13
5	職員の確保策	14
	（1）基本的な考え方	14
	（2）子育てサポートセンターの廃止	14
	（3）利用定員の見直し	14
V	今後の進め方	15

I 背景

区は、積極的な待機児童対策の取組により、平成30年（2018年）4月に待機児童ゼロを実現しました。その後も、保育需要が増加する中で、認可保育所を核とした施設整備に取り組み、令和7年（2025年）4月には待機児童ゼロを8年連続で実現するとともに、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね整備することができました。

また、区立保育園では、10園を中核園に指定し、地域懇談会の開催や保育士等の交流などの取組を通じて、区内保育施設との連携・協力により、保育の質の向上を図ってきたほか、障害児指定園15園を中心に、障害児や医療的ケア児の受入れを行い、多様なニーズへの対応を進めてきました。

一方、就学前人口が減少する中で、区内保育施設の利用定員が充足しない状況が生じていることや、令和8年（2026年）4月に、就労要件を問わず満3歳未満の子どもが認可保育所等に通園することができる「乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という）」が全国の自治体で開始されるなど、保育を取り巻く状況が大きく変化しています。

こうした変化に対応するため、令和7年（2025年）5月に「区立保育園のあり方検討部会」を設置し、この間の就学前人口及び認可保育所等の利用状況の推移等も踏まえ、今後の区立保育園が担う役割等を検討してきました。

Ⅱ 区における保育の現状と課題

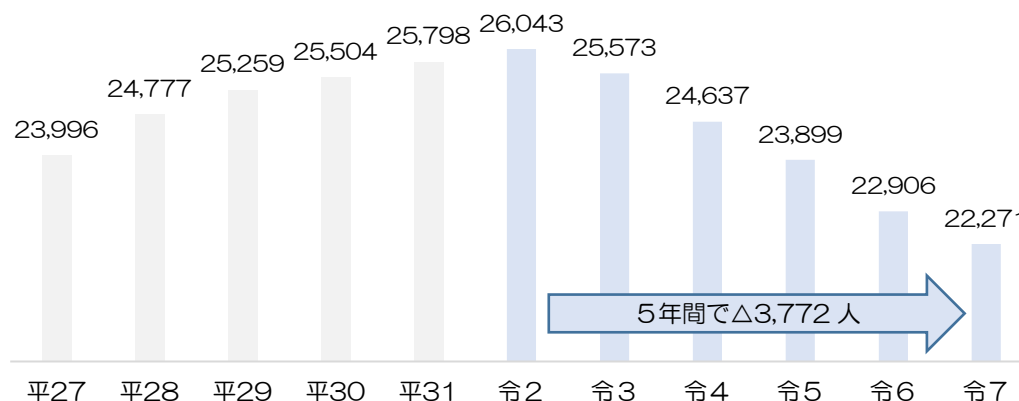
1 就学前人口

(1) 人口動態

就学前人口については、令和2年度（2020年度）を境に減少しています。また、年齢別で見ると、令和3年度（2021年度）にすべての年齢で減少に転じています。

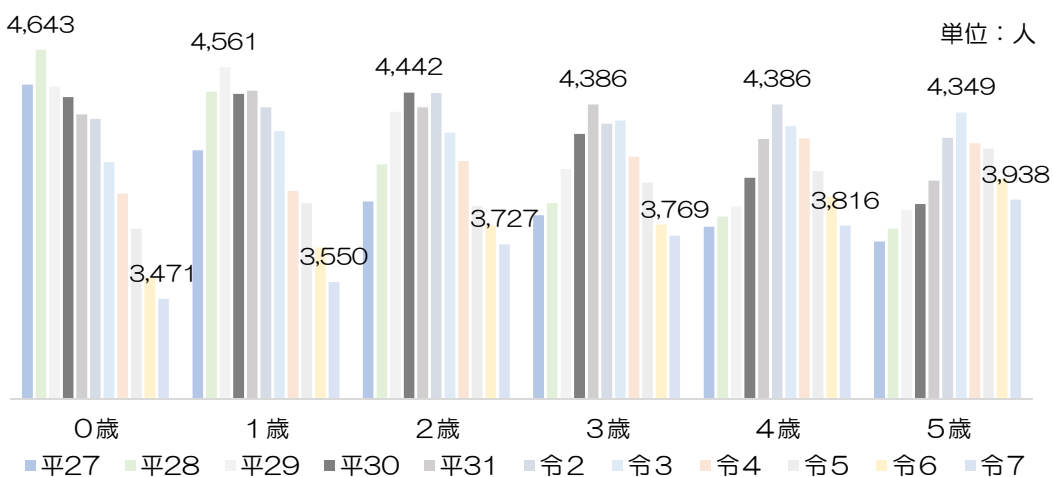
<就学前人口の推移（各年4月1日時点）>

単位：人



<年齢別人口の推移（各年4月1日時点）>

単位：人

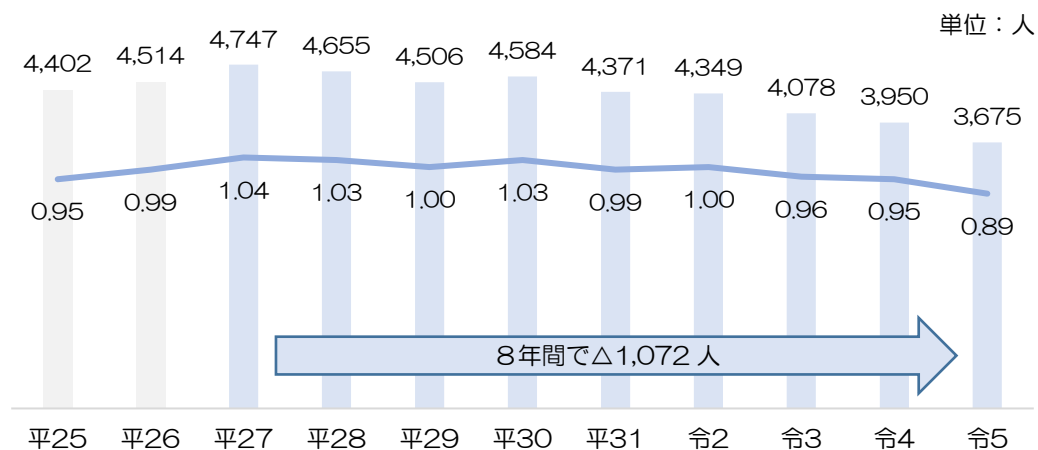


出典：杉並区統計「各歳別人口」

(2) 出生数

出生数については、平成27年（2015年）を境に減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率は、全国、東京都全体と比べて低くなっています。

<出生数及び合計特殊出生率の推移>



<合計特殊出生率の比較（令和5年（2023年））>

全国	東京都	杉並区
1.20	0.99	0.89

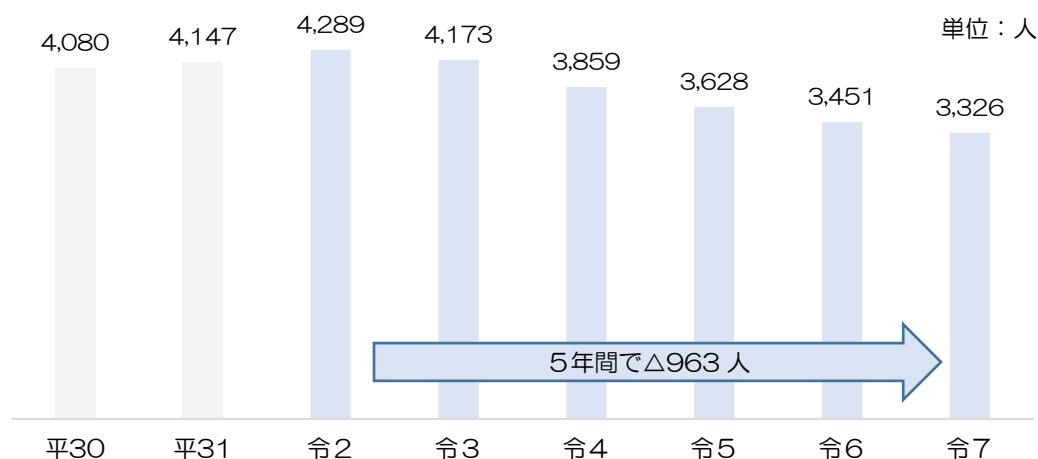
出典：令和5年東京都人口動態統計年報（確定版）

2 認可保育所等の利用状況

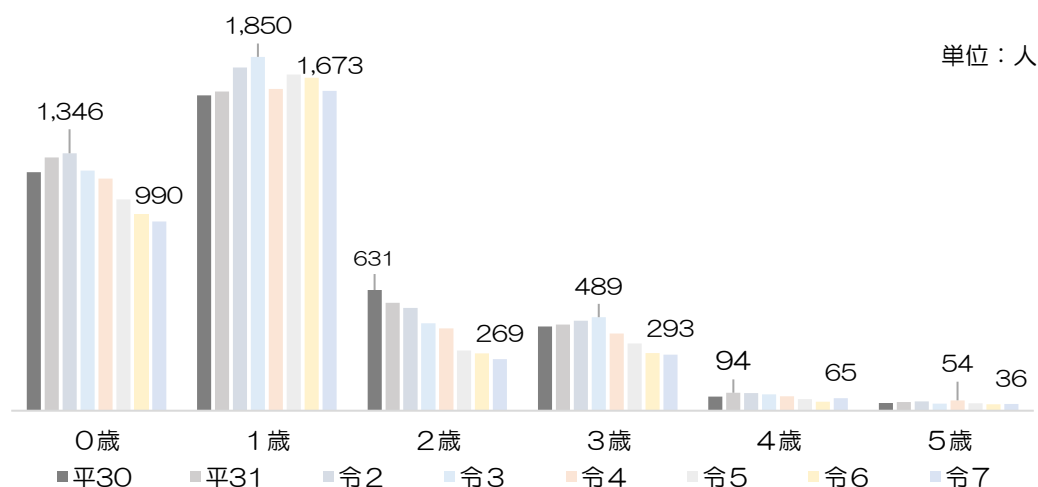
(1) 保育所等利用申込み

保育所等利用申込者数については、就学前人口と同様に、令和2年度（2020年度）を境に減少しています。また、年齢別で見ると、特に0歳と2歳で減少傾向が顕著となっています。

<保育所等利用申込者数の推移（各年4月入所）>



<年齢別保育所等利用申込者数の推移（各年4月入所）>

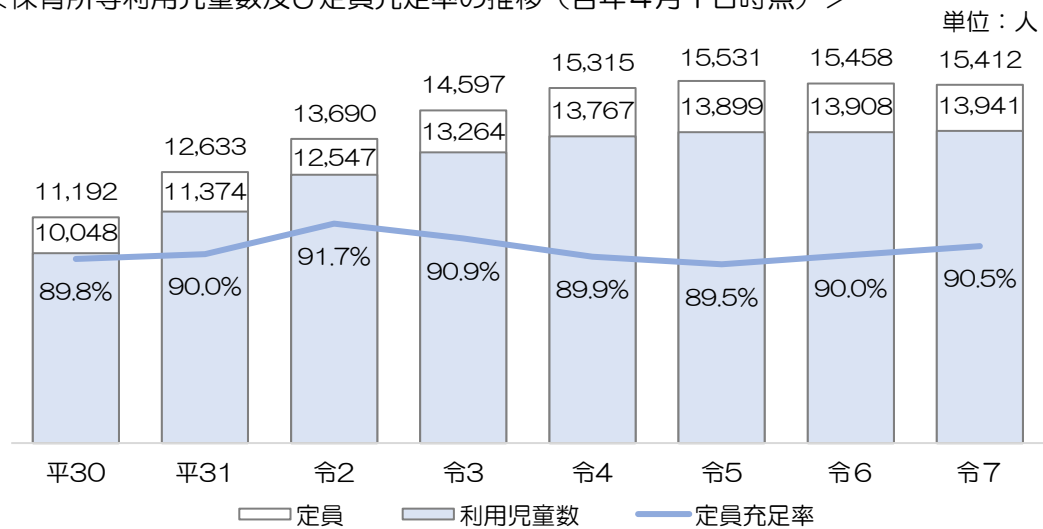


(2) 認可保育所等の利用児童

認可保育所等の利用児童数については、平成30年（2018年）4月に待機児童ゼロを実現した後も令和4年度（2022年度）まで増加していましたが、それ以降は、おおむね横ばいで推移しています。

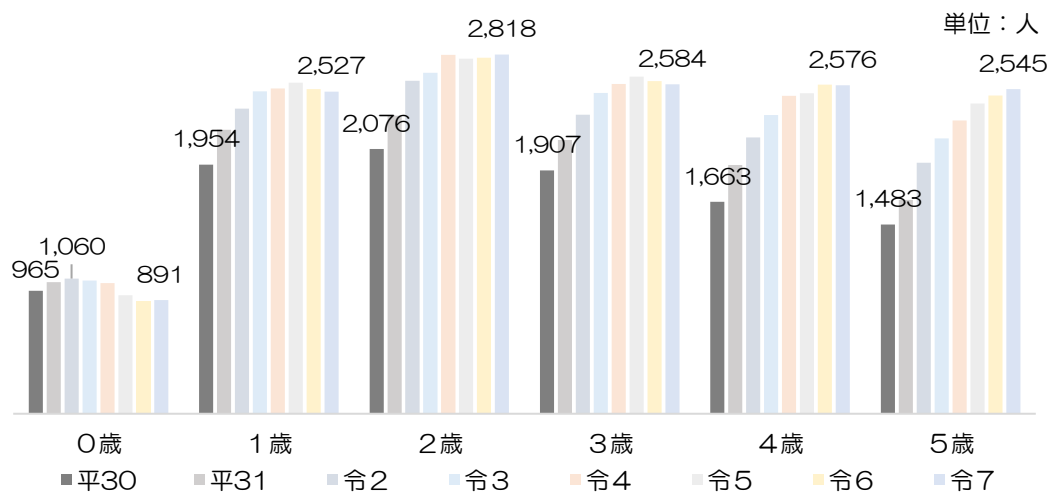
また、待機児童ゼロ実現後の定員充足率については、大きく変動することがなく90%前後で推移しています。

<保育所等利用児童数及び定員充足率の推移（各年4月1日時点）>

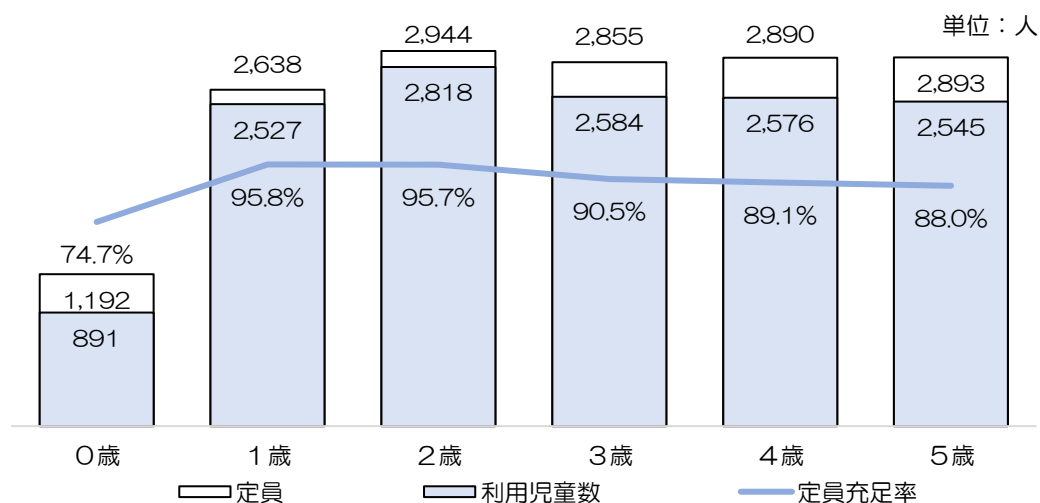


年齢別で見ると、令和2年度(2020年度)を境に0歳が減少傾向で推移しています。
また、0歳児の定員充足率が他の年齢に比べて低くなっています。

<年齢別保育所等利用児童数の推移(各年4月1日時点)>



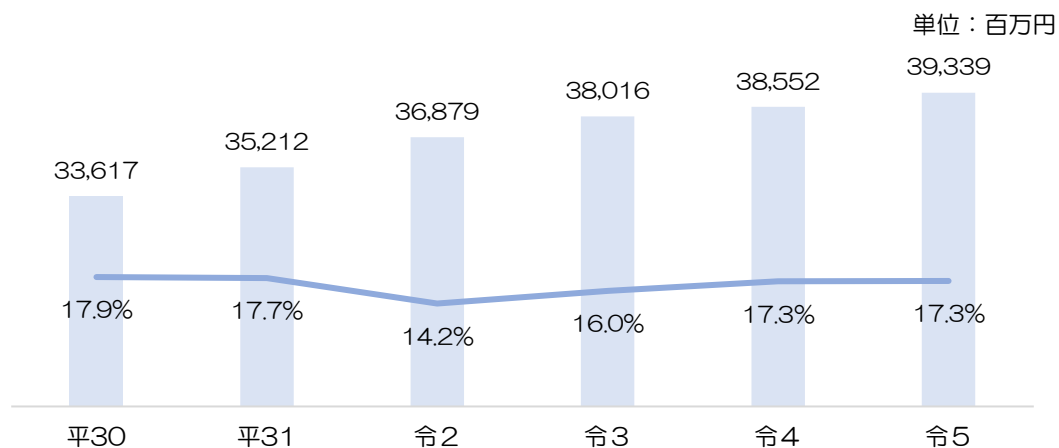
<年齢別保育所等利用児童数及び定員充足率(令和7年(2025年)4月1日時点)>



3 保育関連経費

保育関連経費については、平成30年（2018年）4月の待機児童ゼロの実現後も増加しており、一般会計決算額の17%程度を占めている状況が継続しています。

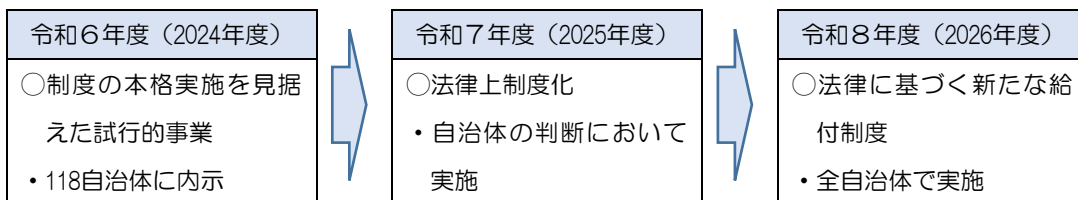
＜保育関連経費及び一般会計決算額に占める割合の推移＞



4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設

こども家庭庁の「こども未来戦略（令和5年（2023年）12月22日）」において、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設し、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充の方針が示されました。

＜本格実施に向けたスケジュール＞



出典：令和6年11月20・21日こども誰でも通園制度自治体オンライン説明会資料

5 保育行政の今後の課題

この間の就学前人口や出生数の推移、認可保育所等の利用状況を踏まえると、保育需要については、今後、減少に転じることが見込まれます。

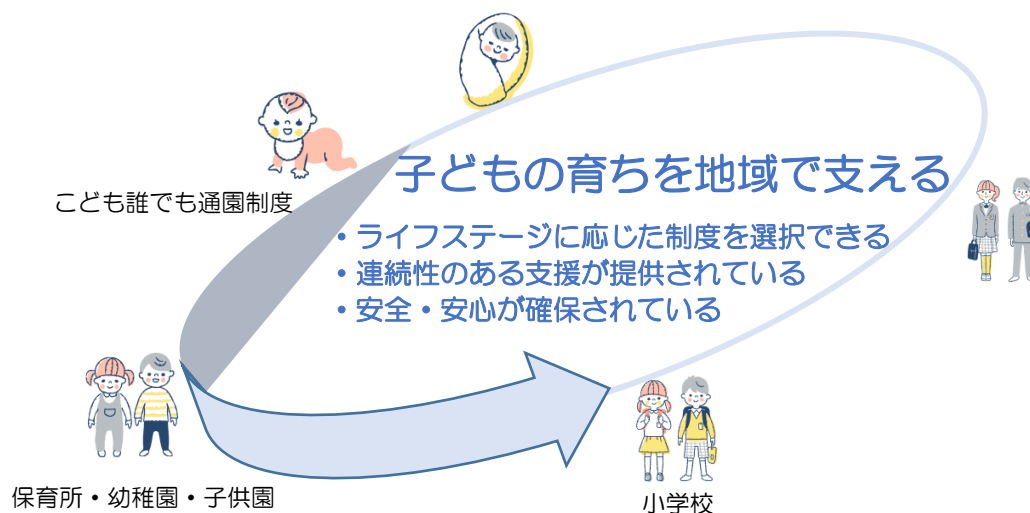
そうした中においても、引き続き保育の質の確保に取り組むとともに、保育関連経費の適正化を図りつつ、医療的ケア児に対する支援の充実や、こども誰でも通園制度への対応を進めていくことが必要です。

Ⅲ 区の目指す将来像

1 基本構想の実現に向けて

基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、従来の保育ニーズのみならず、希望するすべての子どもの育ちを地域全体で支えるために必要な保育提供体制を整備します。

<保育提供体制のイメージ図>



2 区立保育園の基本姿勢

区立保育園については、区内27園の配置バランスと安定した職員体制を生かすとともに、区立保育園保育実践方針を体現する保育所として、以下の役割を担うことで、区が目指す保育提供体制の実現をけん引していきます。

<区立保育園が担う役割>

区内保育施設の保育の質の向上	在宅子育て家庭に対する支援
多様な支援ニーズへの対応	緊急時のセーフティネット

Ⅳ 今後の区立保育園の役割

1 区内保育施設の保育の質の向上（中核園）

（１）現状と課題

区立保育園10園が中核園として、保育の質の向上に向けて、地域懇談会や園児の交流、園庭開放などに取り組んできました。

こうした取組により、各地域の保育施設間の情報共有・連携が進む一方で、一部の保育施設では、職員の体制上、取組への参加が難しい状況や、取組で得た学びを保育に活用できずにいる状況があります。

このことから、各地域の保育施設が、更に中核園の取組を保育実践で活かせるよう、支援を充実していく必要があります。

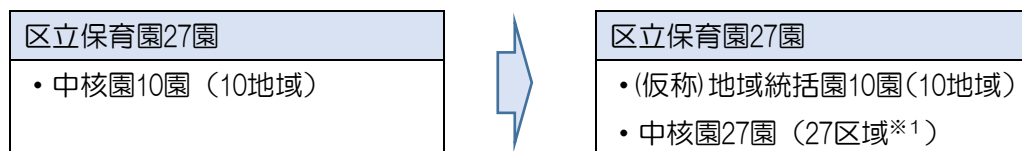
（２）今後の方向性

中核園事業の実施体制を強化し、新たに訪問支援等を実施します。

実施に当たっては、1～2地域を対象に、体制強化の取組を試行実施し、効果・課題を検証した上で、全地域への展開を別途検討します。

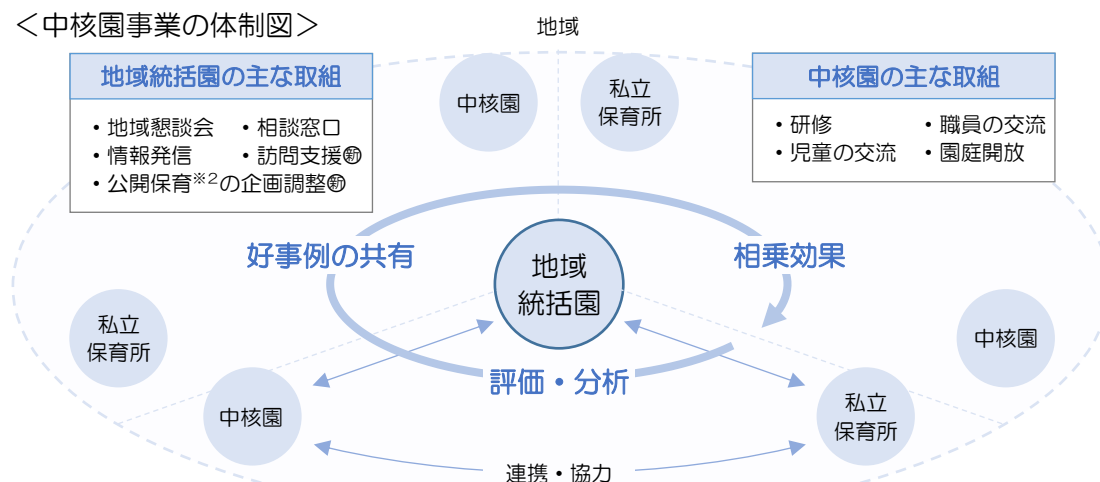
<新たな体制>

- ・区立保育園全27園が中核園として、これまでの地域の保育施設との連携・協力体制の維持を前提のもと、より身近な27区域において取組を展開。
- ・既存の中核園10園は、(仮称) 地域統括園として、上記中核園の機能に加え、従来の10地域を単位とした取組を展開。



※1 内10園は(仮称)地域統括園と重複

<中核園事業の体制図>



※2 地域の保育施設が実践する保育を互いに見て学び合う機会

2 在宅子育て家庭に対する支援（乳児等通園支援事業）

（1）現状と課題

こども誰でも通園制度が令和8年（2026年）4月に全国の自治体で本格実施されることから、区において提供体制の確保を進めています。

しかしながら、私立保育所等においては、こども誰でも通園制度に対応するための職員の確保等が課題となり、取り組むことが難しい状況です。このことから、令和8年4月のこども誰でも通園制度の本格実施に向けて、区立保育園を中心に提供体制を確保していく必要があります。

（2）今後の方向性

令和8年（2026年）4月のこども誰でも通園制度の本格実施に合わせて、区立保育園におけるこども誰でも通園制度の実施園数を3園から19園に拡大します。

実施に当たっては、区内保育施設の定員充足状況を踏まえ、0歳児の利用定員数を見直すことにより、必要な設備及び人員体制を確保します。

更なる拡大の必要性については、実施後の利用状況を踏まえ、別途検討します。

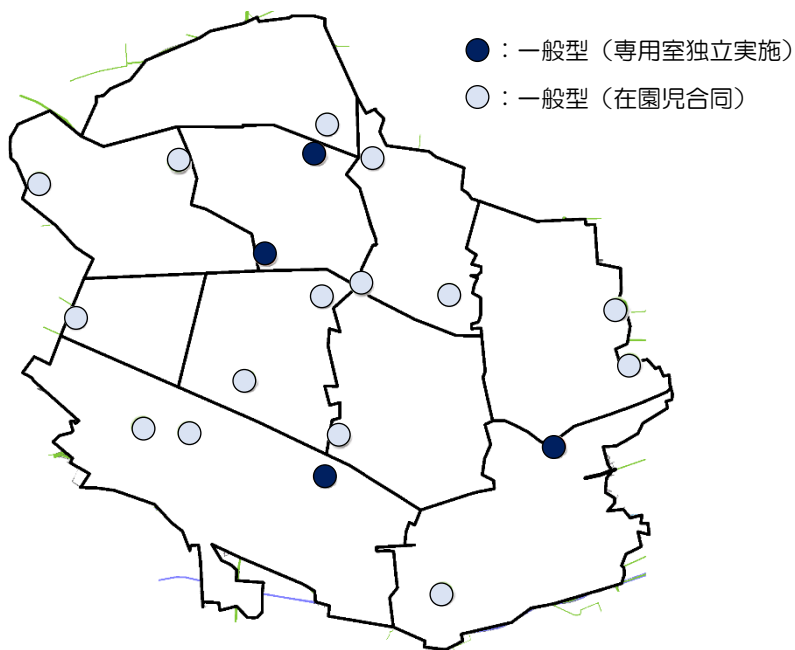
<提供体制>

実施方法	園数	対象年齢	確保量
一般型（専用室独立実施）	4園	1～2歳	210名／月
一般型（在園児合同）※1	1園		
一般型（在園児合同）	14園	0歳※2	295名／月

※1 和田保育園は令和7年度に引き続き1・2歳を対象とします。

※2 受入開始月齢は園ごとに異なります。

<こども誰でも通園制度実施園の配置図>



3 多様な支援ニーズへの対応（医療的ケア）

（1）現状と課題

平成28年度（2016年度）から受入れを開始した医療的ケア児については、令和3年（2021年）4月に策定した「杉並区立保育園における医療的ケア実施ガイドライン」を適宜見直すなど、障害児指定園15園を中心に受入れの充実を図ってきました。

しかしながら、区内保育施設全体では、医療的ケアの実施に必要な看護師の配置が課題となり、医療的ケア児が入所できる保育施設数が18所と少ない状況にあります。このことから、看護師配置の状況に関わらず、各保育施設において医療的ケア児の受入れができる仕組みが必要となっています。

（2）今後の方向性

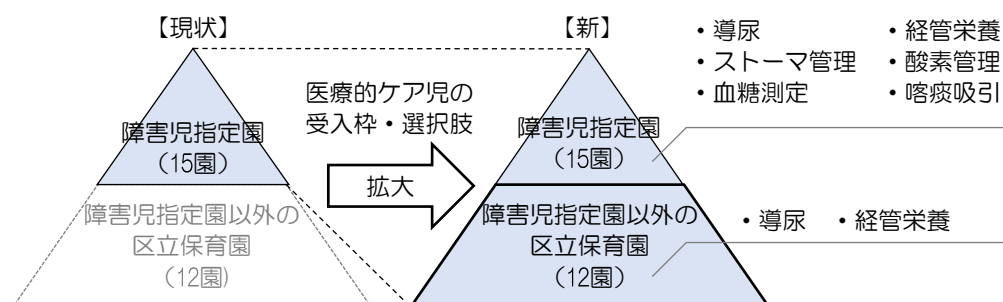
看護師を配置する区立保育園において訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れを実施します。

実施に当たっては、障害児指定園1～2園程度を対象に、訪問看護ステーションを活用した医療的ケア児の受入れの取組を試行実施し、課題を検証した上で、実施園の拡大に向けて別途検討します。

＜実施する医療的ケアの概要＞

項目	内容
受入人数	各園1人
対象年齢	区立保育園における医療的ケア実施ガイドラインに準拠
医療的ケア	導尿・経管栄養（定時医療行為）
受入体制	常勤看護師1人＋訪問看護

＜将来に向けた医療的ケアの拡大イメージ図＞



4 緊急時のセーフティネット

（1）現状と課題

現在、区立保育園では、地震等による発災後の応急保育マニュアルの作成や、緊急一時保育の実施など、緊急時等における保育の継続体制の整備を進めています。

こうした取組を明確にし、地域の保育施設と共有することで、発災後等における連携・協力体制を強化していく必要があります。

(2) 今後の方向性

地域の保育施設との連携・協力の下、区立保育園27園を中心に連絡体制を整備するなど発災後や不測の事態等に対応するための保育の提供体制を整備します。

発災後

保育施設の状況把握のための連絡体制の整備	応急保育の実施
概要：通信機器等による情報伝達が困難となった場合に、中核園のネットワークを活用し、区内保育施設の状況把握を円滑に行う。 対象：区内保育施設 取組例：区立保育園27園と区内保育施設の連絡手段の確立、発災後における区内保育施設の行動の共有化、合同避難訓練の実施	概要：区立保育園及び配備態勢の敷かれている震災救援所において、保育を提供する。 対象：罹災に伴い保育を必要とする児童 取組例：実施体制の整備、震災救援所における連絡会・訓練への参加

不測の事態（特定の保育所への対応）

保育スペースの提供	積極的な児童の受入れ
概要：設備故障等により、一時的に保育室の使用が困難となった保育施設に対し、保育スペースを提供する。 対象：近隣の保育施設 取組例：提供できるスペース等の把握	概要：予期せぬ保育施設の閉所に際し、積極的に児童の受入れを行うとともに、近隣の保育施設との協力により、利用児童に対する保育の提供を継続する。 対象：当該保育施設の利用児童 取組例：受入体制の整備、近隣の保育施設との情報連携体制の整備

緊急時（特定の子どもへの対応）

緊急一時保育
概要：緊急に保育を必要とする子どもに対し、一時的に保育を提供する。 対象：保護者又は家族の急な入院等により、保育を必要とする生後満4か月から小学校就学前までの子ども 取組：杉並区緊急一時保育事業実施要綱に規定する緊急一時保育

5 職員の確保策

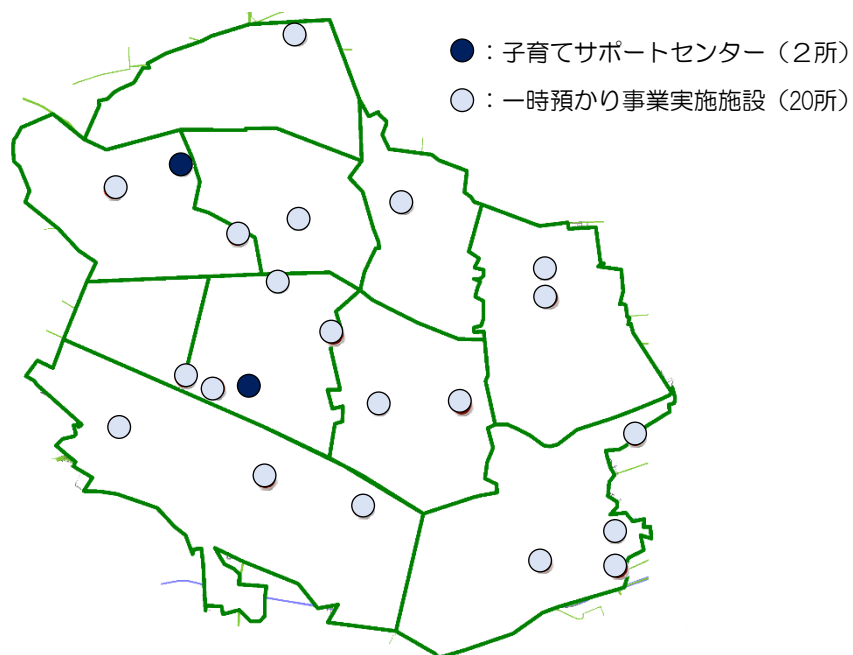
(1) 基本的な考え方

「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」を担うに当たり、必要な職員の確保については、待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提とした上で、既存事業の廃止及び利用定員の見直しを基本に行っていきます。

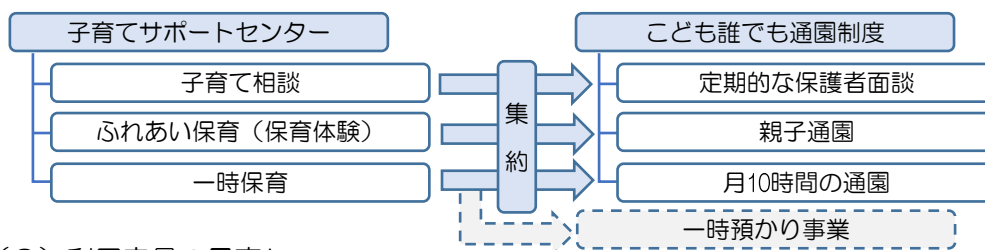
(2) 子育てサポートセンターの廃止

区内4所（内2所休止中）の子育てサポートセンターについては、一時預かり事業の実施施設数が区内に充実していることや区立保育園が実施することも誰でも通園制度に機能を一部集約できることを踏まえ、令和8年（2026年）3月末に廃止します。

<一時預かり事業実施施設の配置図>



<機能集約イメージ図>



(3) 利用定員の見直し

令和8年（2026年）4月に向けて、0歳児定員の見直しを行います。

V 今後の進め方

「Ⅳ 今後の区立保育園の役割」で示した今後の方向性については、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを実施期間とし、令和9年（2027年）4月までにすべての取組を開始します。

<取組期間>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
中核園事業の 実施体制の強化	試行実施準備		試行実施 試行実施検証	全地域に展開		
こども誰でも 通園制度の実 施園の拡大	実施準備	19園で実施	利用状況等を踏まえ順次拡大			
訪問看護ステ ーションを活 用した医療的 ケア児の受入 れ	試行実施 準備	試行実施 検証 ガイドライン 改訂	障害児指定園 以外の6園に 拡大	実施状況等を踏まえ 区立保育園全園に順次拡大		
発災後や不測 の事態等にお ける保育提供 体制の整備	実施・随時運用の見直し					
職員の確保		子育てサポート センター廃止 0歳児定員 減員	各取組に必要な人員に応じて利用定員の減員			